

ごみは分別してお出してください!!



普通ごみ



資源ごみ



容器包装
プラスチック



古紙・衣類

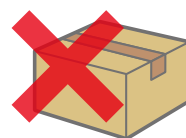
- 大阪市では、ごみの減量を推進するため「普通ごみ」のほかに「資源ごみ」、「容器包装プラスチック」、「古紙・衣類」の分別収集を実施しています。
- ごみを収集する許可業者に対し、分別排出が徹底されていないごみは、収集しないように指導していますので、分別ルールを守ってごみを排出してください。
- 裏面に記載している内容は、大阪市が収集する場合の分別方法です。分別方法が一部異なることがありますので、お住まいのアパート・マンションごとの詳しい分別ルールについては、管理会社等にお問合せください。



中身が見える袋

ごみ袋を使用して排出する際は、必ず
透明または半透明で中身が見える袋
を使用してください。

中身が見えない袋で排出した場合には、
収集しません。



～蛍光灯管の収集方法について～

区役所等で実施している拠点回収に加え、家庭から排出される「蛍光灯管」（電球・グロー球・LEDを除く）は、お住まいの区を担当する環境事業センターへ電話等による申込みにより、大阪市がご家庭まで回収にお伺いします。申込先は裏面のお問合せ先をご覧ください。

※会社や商店等、家庭以外から出されたものは回収できません。

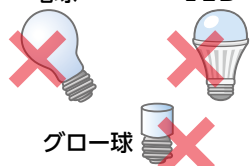
回収できるもの

蛍光灯管
(直管・環型) ボール型
蛍光灯



回収できないもの

電球 LED

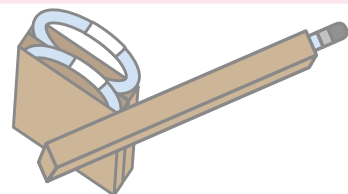


グロー球

会社や商店等、
家庭以外から
出されたものは
回収できません。

蛍光灯が割れている場合

訪問回収します。
環境事業センターに申込みのうえ、
厚紙などに包んで「キケン」と表示
してからお出してください。



蛍光灯管は、破損防止のため、紙箱や紙筒に入れるか新聞紙等で包み、
蛍光灯管だけをまとめて中身の見えるごみ袋に入れてお出してください。
なお、粗大ごみ収集に該当する大きさ（最大の辺又は径が30cmを超えるもの、
棒状で1mを超えるもの）の蛍光灯管も回収します。

大阪市が収集する場合の分別方法【概要】

古紙・衣類

新聞・折込チラシ



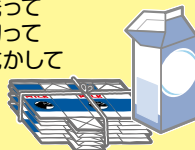
段ボール

折りたたんで



紙パック

洗って
切って
乾かして



雑誌

週刊誌・漫画本・単行本・
カタログ・パンフレット・
教科書・
辞書など



衣類

洗濯し、乾かして



その他の紙 紙箱・紙袋・包装紙・メモ用紙・シュレッダーした紙など



●対象外となる紙（普通ごみにお出しください。）

油や食べ物がついた紙・紙おむつ・ティッシュペーパーなどの
衛生紙・防水加工された紙（ヨーグルトの容器など）・
においのついた紙・銀紙・圧着はがき・写真・カーボン紙・感熱紙・
捺染紙・感熱発泡紙



●対象外となる衣類（普通ごみにお出しください。）

作業服・革製衣類・
ビニール製のもの・
ダウンジャケット・
衣類以外のもの
（タオル・シーツ・
カーテンなど）

資源ごみ

空き缶

飲料水・食料品・日用品・
化粧品などの金属製の
空き缶で、一斗缶以下の
大きさのもの
（スプレー缶・カセット
ボンベは別袋で）



空きびん

飲料水・食料品・日用品・
化粧品などのガラス製の
空きびんで、一升びん以下
の大きさのもの



金属製の生活用品

なべ・灰皿・アルミ箔などの
金属製の生活用品で
直径または最大の辺が
30cm以下のもの。
棒状のものは1m以下の
もの
（ホーロー製品は除く）



ペットボトル

醤油・飲料用・
酒類などの
ペットボトルで、ラベルなど



スプレー缶・カセットボンベ類 〔塗料スプレー（ラッカー等）は除く〕

必ず中身を使い切り、穴をあけずに、他の資源ごみ
（空き缶・空きびん・ペットボトルなど）とは別の透明
または半透明の袋に入れてください。

中身を使い切る
穴をあけない



容器包装プラスチック

ボトル・カップ・パック類



- 食用油・たれ・ドレッシング・
ソース・うがい薬・目薬・
洗剤・シャンプー・リンス・
化粧品などの 容器
- カップめん・プリン・ゼリーなどのカップ
- 卵・果物・ハムなどのパック
- 薬・化粧品・日用品などのケース

袋・ラップ・トレイ（皿型容器）類



- パン・お菓子・野菜などの袋・
あめなどの包み（個包装）
- 生鮮食品・コンビニ弁当などの
ラップ・カップめんなどの外側フィルム
- インスタント食品・冷凍食品などの袋
- レジ袋・衣料品・トイレトペーパー・
日用品などの袋
- 果物・お惣菜・生鮮食品などのトレイ
- コンビニ弁当などの容器
- お菓子・カレー・海苔などの仕切り
トレイ

「容器」とは、商品を入れるもの（袋を含む）、
「包装」とは、商品を包むもので、**容器包装
プラスチック**とは、その中身を出したり使ったりして
中身商品と分離した後、不用となるプラスチック製の
容器や包装のことをいいます。プラスチック製のもの
でも、商品そのものは対象外となるため、
普通ごみ、もしくは粗大ごみ（有料）に
お出しください。このマークが表示されています。



プラスチック製のチューブ類・その他

- マヨネーズ・ケチャップ・ねりわさび・歯磨き粉などの
チューブ
- ※中身の残っているものは、普通ごみにお出しください。
- ペットボトル・スプレー缶・ガラスびんなどのプラス
チック製のふた・ラベル
- 果物・家電製品などの商品を保護する
発泡スチロールやシート
- ※キャップやふたは、はずして一緒にお出しください。
※必ず汚れは残り水などを利用してすすいでから
お出しください。



● **お問合せ**（月曜日～土曜日 午前8時～午後4時30分）※祝日を含む・年始を除く
ごみの分別ルールなど、ご不明な点等ございましたら、大阪市ホームページ「よくわかる ごみ減量・3R」を
ご覧いただくか、お住まいの区を担当する環境事業センターへお問合せください。



お住まいの区	担当の環境事業センター	電話番号	FAX番号
北区・都島区・淀川区・東淀川区	東北環境事業センター	6323-3511	6370-3951
旭区・城東区・鶴見区	城北環境事業センター	6913-3960	6913-3674
福島区・此花区・西淀川区	西北環境事業センター	6477-1621	6477-4602
天王寺区・東住吉区	中部環境事業センター	6714-6411	6714-7787
中央区・浪速区	中部環境事業センター出張所	6567-0750	6567-0721

お住まいの区	担当の環境事業センター	電話番号	FAX番号
西区・港区・大正区	西部環境事業センター	6552-0901	6552-1130
東成区・生野区	東部環境事業センター	6751-5311	6753-3041
住之江区・住吉区	西南環境事業センター	6685-1271	6685-1282
阿倍野区・西成区	南部環境事業センター	6661-5450	6653-7849
平野区	東南環境事業センター	6700-1750	6706-2007